

2025

令和7年度

青梅市フットサルリーグ 2025 懲罰基準



一般社団法人 青梅市サッカー協会 フットサル部会

2025年7月4日 現在

101

1. 警告

1-1. 以下(1)から(9)のいずれかに該当する場合には、主審は警告を命じ、かつ規律委員会は以下のとおり懲罰を科す。

- (1) 反則行為
- (2) 危険な行為
- (3) 主審、副審の判定に対する非難、抗議等
- (4) 主審、副審、他の競技者、その他競技に立ち会っている人々に対する非難
- (5) 不正な行為
- (6) 反スポーツ的な行為（シミュレーションを含む）
- (7) 戦略的な行為（時間稼ぎ、露骨なハンド等を含む）
- (8) 主審に無断で一時的にフィールドを離れる行為
- (9) その他スポーツマンらしくない行為（観客への無礼な仕種、差別発言その他の差別的行為等を含む）

① 繰り返した場合（同一競技会において、前の試合で既に警告されている競技者への警告。内容は同一でなくてもよい）：同一競技会において最低1試合の出場停止。

1-2. 同一試合中に2度警告を受け、退場を命ぜられた場合（内容は同一でなくてもよい）には、規律委員会は以下のとおり懲罰を科す。

① 最低1試合の出場停止。

2. 退場

以下の2-1(1)から(10)又は2-2から2-7のいずれかに該当する場合には、主審は退場を命じ、かつ規律委員会は、各項①号以下の定めにより懲罰を科す。

2-1. 以下のいずれかに該当する場合

- (1) 著しい反則行為
- (2) きわめて危険な行為
- (3) 乱暴な行為
- (4) 主審、副審の判定に対する執拗な抗議
- (5) 他の競技者、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱
- (6) 警告を与えられた後、さらに不正な行為を繰り返す
- (7) きわめて反スポーツ的な行為
- (8) 戦略的な行為を繰り返す（1-1.(7)号参照）
- (9) 主審に無断で抗議のためにフィールドを離れる行為
- (10) その他、きわめてスポーツマンらしくない行為（1-1.(9)号参照）

① 1回目の場合：最低1試合の出場停止

② 繰り返した場合（内容は同一でなくてもよい）：最低2試合の出場停止

2-2. 選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為

- ① 1回目の場合：最低2試合の出場停止
- ② 繰り返した場合：最低4試合の出場停止

2-3. 選手等に対してつばを吐きかける行為

- ① 1回目の場合：最低6試合の出場停止
- ② 繰り返した場合：最低12か月の出場停止

2-4. 主審及び副審に対する侮辱又は公然の名誉毀損行為

- ① 1回目の場合：最低2試合の出場停止
- ② 繰り返した場合：最低4試合の出場停止

2-5. 主審及び副審に対する傷害の意図のない乱暴な行為

- ① 1回目の場合：最低4試合の出場停止
- ② 繰り返した場合：最低8試合の出場停止

2-6. 主審及び副審に対する暴行・脅迫

- ① 1回目の場合：最低6か月の出場停止。
- ② 繰り返した場合：最低12か月の出場停止及び当該選手の除名

2-7. 主審及び副審に対してつばを吐きかける行為

- ① 1回目の場合：最低12か月の出場停止
- ② 繰り返した場合：無期限の出場停止及び当該選手の除名

102

3. その他の違反行為

3-1-1. 試合放棄

当該試合4日前の正午までに連絡があった場合：当該チームを0-3の不戦敗とする。

当該試合4日前の正午～試合前に連絡があった場合：当該チームを0-3の不戦敗に加えて、勝点を-3とする。

3-1-2. 選手等による競技場又はその周辺関連施設における故意による器物破損行為

- ① 1回目の場合：最低1試合の出場停止。修繕費用の支払いがされない場合は、停止期間の延長ができる。
- ② 繰り返した場合：最低2試合の出場停止。修繕費用の支払いがされない場合は、停止期間の延長ができる。

3-1-3. 乱闘、喧嘩

乱闘又は喧嘩に関与した者に対する処分は以下の通りとする。ただし、乱闘又は喧嘩を防ぎ、これに関与している他の者を隔て又は分離するだけのことをしようとした者は懲罰を受けない。

- ① 1回目の場合：最低5試合の出場停止
- ② 繰り返した場合：最低12か月の出場停止

3-2-1. 公文書の偽造・変造

サッカーに関連して、公文書（住民票、パスポートなど。選手証はこれに該当しない）を偽造・変造した場合

罰 則：最低12ヶ月の本協会加盟の停止

3-2-2. 選手証等の偽造・変造

選手証、メンバー表、審判証、その他選手の出場資格に関する文書を偽造又は変造した場合

罰 則：処分決定日から最低2試合の出場停止

3-3. 出場資格の無い選手(登録外、出場停止選手、二重登録)の公式試合への不正出場

出場させたチーム：得点を0対3として負け試合扱いとする。さらに勝点を3点減とする。

①試合中に発覚した場合：試合を中断して出場資格の無い選手をピッチから退場させる。試合を3-0のとして負け試合扱いとする。

②試合後に発覚した場合：試合を0対3のとして負け試合扱いとする。すでに試合が終了した後の獲得された得失点差の配慮はしない、規定は設けない。

3-4. チームによる違反行為

①1試合において同一チームの5名以上の選手等が、警告又は退場（又は退席）処分となった場合、

(1)1回目の場合：チームに対する最終警告

(2)繰り返した場合：次年度の加盟を認めない

②同一チームの何人かの選手等が審判等に集団で詰め寄って、脅しをかけるような言葉や態度を用いた場合、又は、見苦しい抗議を執拗に繰り返し行なった場合

(1)1回目の場合：関わった当該選手の最低2試合以上の出場停止

(2)繰り返した場合：当該選手の最低6試合以上の出場停止

3-5. 差別 人種、肌の色、性別、言語、宗教、又は出自等に関する差別的あるいは侮辱的な発言又は行為により、個人あるいは団体の尊厳を害した場合、以下のとおり懲罰を科すものとする。但し、軽度の違反の場合は、譴責若しくは戒告、その他軽度の懲罰に留めることができる。

(1)違反者が選手・役員・チーム関係者の場合は、違反当事者に対して、原則として最低5試合の出場停止処分を科す。

(2)同一のチームに所属する複数の個人が同時に本条に違反した場合は、当該チームに勝点の減点処分（初回の違反は3点、二度目の違反は6点）を科す。さらなる違反の場合は、下位ディビジョンへの降格処分を科す。なお、勝点が伴わない場合は当該チームの競技会への参加資格を剥奪するものとする。

(3)違反者がサポーター・観客の場合は、その有責性にかかわらず、当該チームに対して改善をする義務を与える。改善の義務を怠る、重大な違反には、試合の没収、勝点の減点、又は除名などの追加的な懲罰を科す。

3-6. チーム又は選手等による著しい違反行為

本規程に該当条文がない場合で、チーム又は選手等が基本規程及び本規程の趣旨に明らかに反すると判断される行為を行った場合、当該チーム又は選手等に対して、本規程に定める各懲罰のうちから適切と判断される懲罰を科すことができる。

103

第1条〔運営役員派遣義務違反〕

1. 会場設営・片付けにおける義務を怠った場合

- ① 1回目の場合：リーグ最終勝点より1点を減する
- ② 以降、繰り返した場合：リーグ最終勝点より1点を減する

2. 役員派遣を怠った場合

・チームに割り当てられた審判の派遣を怠った場合(理由の如何に関わらない)

- ① 帯同審判員については、1名当たり当該チームの勝ち点1を減する。
- ② 記録等の運営委員等については、1名当たり勝ち点1を減する。
- ③ 但し、繰り返し派遣を怠るチームは、本リーグ規律委員会・運営委員会にて協議し、勝ち点の他にさらに追加的罰を与える場合がある。
- ④ 試合前の設営を担当するチームは、所定の時間までに準備を完了させる。設営の不備を繰り返し怠ったチームについては、本リーグ規律委員会にて協議し、勝ち点の減点などの措置を与える場合がある。

104

第1条〔出場停止処分の適用範囲〕

1. 選手、監督、コーチ、役員、職員その他の関係者（以下、「選手等」という）が出場停止処分を受けた場合、ピッチのほか、ベンチに立ち入ることはできないものとする。

2. 出場停止処分を受けた選手等は、観客席で試合を観戦することができるが、携帯電話等の機器を使用する等の一切の方法により他の選手等へ指示・助言等を行うことはできないものとする。

第2条〔退場による公式試合の出場停止処分の消化対象試合について〕

退場による公式試合の出場停止処分は、同一競技会における直近の試合に適用されるものとする。処分が複数試合の場合は、順次、当該同一競技会におけるその次の試合において適用されるものとする。

第3条〔警告の累積による公式試合の出場停止処分と退場による公式試合の出場停止処分の関係について〕

警告の累積による公式試合の出場停止処分と退場による公式試合の出場停止処分は併科する。この場合、退場による公式試合の出場停止処分を先に消化するものとする。

第4条〔同一競技会にて消化しきれなかった出場停止処分の持ち越し〕

1. 第4条による出場停止処分が、同一競技会において消化しきれなかった場合、残存の出場停止処分は、当該出場停止処分を受けたチームが出場する直近の公式試合又は次年度の公式試合において、その処分を消化するものとする。

2. 前項に従う、残存の出場停止処分の存否の情報についての異なる競技会間の伝達に関しては、当該処分の通知を受けた選手等及びその所属するチームが連帯して責任を負うものとする。

3. 第1項に違反して試合に出場した場合、当該選手等及びその所属チームに対し本規程に従い懲罰を科すものとする。

第5条〔選手の移籍に伴う出場停止の消化〕

1. 出場停止処分が未消化の状態での他のチームへ移籍(学校のチームに所属する選手が、卒業によっ

て新たなチームに所属変更する場合を含む)した選手については、移籍先のチームにて未消化の出場停止処分を消化するものとする。

2. 前項に従う、残存の出場停止処分の存否の情報についての伝達に関しては、当該処分の通知を受けた選手等、その移籍元チーム及び移籍先チームが連帯して責任を負うものとする。

3. 第1項に違反して試合に出場した場合、当該選手等に加え、その移籍元チーム若しくは移籍先チーム、又はその双方に対し本規程に従い懲罰を科すものとする。

第6条〔出場停止処分の消化に関する特別規定〕

規定にかかわらず、出場停止処分の消化に関する青梅市フットサルリーグにおける取扱いについては、別途 一般社団法人青梅市サッカー協会が定めるところによる。

第7条〔複数のチームで競技会に出場する場合の退場による公式試合の出場停止処分の消化〕

選手等が、複数のチーム（選抜チームや年齢制限付チーム等）にて競技会に出場する場合も前各条が適用され、出場停止処分は同一競技会にて順次消化されるものとする。この場合、一方のチームの選手として受けた出場停止処分は、当該チーム以外のチームの出場には影響しないものとする。

第8条〔試合が中止等となった場合の懲罰の消化〕

1. 試合がいずれのチームの責にも帰すべからざる事由により開催不能又は中止となった場合には、当該試合中に出された警告・退場・退席の処分は効力を失わないものとする。

2. 試合が一方又は両方のチームの責に帰すべき事由により開催不能、中止、無効試合又は没収試合となった場合には、当該試合中に出された警告・退場・退席の処分の効力については次のとおりとする。

(1) 再試合を実施する場合には、退場・退席の処分は有効とし、警告の処分は効力を失うものとする。

(2) 再試合を実施しない場合及び没収試合の場合には、責に帰すべき事由のあるチームが受けた処分のみ有効とし、両方のチームに責に帰すべき事由がある場合には両チームの受けた処分を有効とする。

3. 出場停止処分が試合数をもって科されている場合には、開催不能、中止、無効試合又は没収試合となった試合については、出場停止試合に算入する。但し、試合が開催不能、中止、無効試合又は没収試合となったことにつき責に帰すべきチーム及び選手等に対しては、出場停止試合に算入しないものとする。

105

第9条〔競技規則と懲罰基準の関係〕

競技規則及び懲罰基準については、委員会協議の上、運用する。

106

第10条〔その他〕

本基準に定められていない事項や、不測の事態が生じた場合は、本リーグ規律委員会及び本協会の決定に従うこととする

改訂 2019年4月1日
一般社団法人 青梅市サッカー協会 / 青梅市フットサルリーグ運営委員会
参照:公益財団法人 日本サッカー協会懲罰規程